事体

第一章

~~第一編 制法~~ 英名レゲスラーシヨン 獨名ゲセツトゲーブング

~~制法ハ大首權作用の其一ホーシテ~~ 蘭名ウエトゲーフエ

~~其本至尊より出づ~~

泰西国法論 巻之一

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

泰西法學概要領

第一節

開成所教授職　津田真一郎謹撰

法學ハ法律の學ニて西洋列國大學校ニ於て生徒大半此學ニ從事
セリ　余ガ嘗テ游ヒ求イシ所の大學校ニ於て生徒の總計五百十二人の内法學廣生
生二百八十三人千八百五十六年也納大學の生徒二千六百十四人の内法學廣生九
百十二人ニ居リ他国大書院廣生の比例大抵大同小異なり是彼国ニ於て法院の諸官
外内十分の一諸官大概此學の及第學士より登用セラルルガ故なり
西洋諸國大學の學科大別して五科ニ分チ其一文科　其二教科
其三數科物科合して一とも其四法科　其五醫科是なり但毎科
各又數小科ニ別ルと知るべし

第三節

第四節

西洋の諸學其本希臘より出づ然れども希臘の時漢土周の世に當る

て其唯文學の一科なり他の諸學皆文學中に包羅して別法

漢土本邦當今の狀に似たり羅馬當時の法科漸く別れて

特に一科を為す勢あり故に方今の法學羅馬の法學を以て

祖とす我邦中古明法の士あり專刑法を攻む惟泰西法學の一端耳

羅馬の法學は羅馬の東帝ユスチアニユス一世紀元五百年頃の人十人の法學士をして古來

の法律并に新訟の語の法律とすべき者を纂輯せしめ由て始て書を成す

世に之をパンデキテンと云ふ其後インスチチユシオネスヘルレン等の書嗣出して合して

一大書部となる名けてコルピユス、ユリス、シヒリスといふ

法學佛朗西語にはリスプルユダンス又シエンシヒエンスド、ロワ及び英吉利人之をヒユリスプルユ

第五節

デンス又シヤンシエンスとも云ふ或は單に法と稱し獨逸語にはレグツゲレールサムカイトと云ひ和蘭語にはレグツゲレールドヘイド と云ふ英語のラウ

或はレクツゲレールサムカイトと云ひ和蘭語にはレグツゲレールドヘイド と云ふ英語のラウ

と法の義あり佛のドロワ獨逸蘭のレグトは公事の義にして シエンシヤフトゲレールド

ヘイド等は學の義あり故に英語のみ之を法學と譯し餘は

公事の學と譯ぶ ドロワレグトはリヒツリヒツ

ドロワレグトはリヒツリヒツ 公事の義なれども本義は直の義なり

あり其本拉丁語のユスに語來る此ユスの本義即直義なり蓋公事

訴訟は其理直を以て曲を以て勝負なり英語にはロウあり全く同義なり用法略同じ

共俱に用ひ學科の名時重立つ時はラウ法といふ語を用ひてライトと直といふ語を

用ひ漢土本邦の語は亦同例なり故に茲に此學の總名を掲げて法學といふ

英語のライトは佛語のドロワ蘭語のレグトの本義は直方自立自主の理

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

他ノ意ニ合ス然トモ諸国慣習ノ用例其義一ツニシテ大略左ノ如シ

其一　義ノ對ヘテ權ト譯ス（ヒポテカ　ヒポテカリオス　英オブリゲーション　佛ヒポテカリエン　蘭ヒポテケリング）譬ハ金ヲ貸ス人ハ之ヲ償フ

ベキ義アリ　人ハ之ヲ催促スルトキ權ヲ有スル類アリ　法学中此意味ニ用ヒル處尤多シ故ニ法学ハ之ヲ權学ト譯スベシ

其二　分ト譯ス（メロス）人各分アリ譬ハ父死シテ子嗣ギ子ノ分アリ

賣買ス商ノ分耕種ス農ノ分アリテ他人之ヲ奪フヿヲ得ザル如シ

其三　正道ノ本義ヲ（律）法ト相對ス蓋（律）法宜シク正シクベキモ然ルモ時アリテ枉ルヿアルヿ免レザルヿアリ

其四　國例ト譯ス（ユス）此羅馬國法朗西國内ニ通行スル分ト權アリ譬ハ羅馬國例法朗西國例ト言フガ如シ

其五　一物一事各一定ノ條例アリ之ヲ集成シ（コデックス）法書ヲ云フ譬ハ家法後見ノ權等ノ如シ（彼国ニテハ同義ニ用ヒラレタレトモ我邦ニテハ一ツモ法ト譯シ一ツモ權ト譯ス）

其六　學者理ヲ考ヘ道ヲ講ズル其議論ノ法ヲ（ロー）ト云ヒ蓋此時ハ之ヲ義ト譯ス

其七　直ノ法ヲ法学ト譯ス

其八　司法院等聽訟ノ所ヲ指ス

其九　曲直理非ヲ判ル語ヲ指ス

其十　或ハ此語ヲ假リ非ヲ枉テ理ト為ス譬ハ至強ノ權ヲ言フガ如シ（弱ヲ強食ト為スヿアリ是強者ノ權ヲ用ヒルヿアリ）

法論　唯人間ニ就テ之ヲ論ズ昔時彼國ニ禽獸亦其權利アリ

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

と申す本来り然と共諸国慣習の用例其義一ならざる大略左の如し

意を含む

其一　義の對ふして權と譯せり譬へ（オブリゲーション羅ルビンガリオ佛オブリガトイル英オブリゲーション）譬へ借金を負ふ人ハ之を償ふべき義あり

其二　譬へ一人ハ之を催促する權ある類あり法学中此意味に用ゐる處尤多し故に法学之を權学と譯せり

其三　分と譯せり譬へ人各分あり譬ハ父死して子嗣ぐハ子の分なり

其四　賣買する商の分耕種する農の分なり譬へ他人之を爭ふ（ゴルチウス）如

其五　正道の本義なり律法と相對する蓋律法宜しく正しくして然るべき時ありて枉ることあれども

其六　一物一事各一定の條例あり之を集成し（ゴルチウス）著を云ふ譬へ象法後見の權等の如し（彼国にて同義なれども我邦にて一も法と譯せ一も權と譯せ）

其七　學者理を考へ道を講ずる其議論法と云ふ蓋此時之を義と譯せり

其八　直ハ之法学と譯せり

其九　司法院等聽訟の所を指す

其十　曲直理非を判する語を指す

其十一　或ハ此語を假り非を枉て理と為す譬へ至強の權と言ふ（弱肉強食と為すが如し）弱者權を用ゐるなり

法論　唯人間に就て之を論ず昔時彼國に禽獸亦其權利あり

譬へ羅馬國例法朗西國例と言ふ如し

国立国会図書館

人論ずる謂はり松ハ大夫の位を與へ鷺ハ五位を授くる者と同日の論を大なる誤謬なり但獣ハ禽獸を殺すを禁ずる者ハ人の為ハーて諠譁非禮を排ずるなり又古昔彼土ハ奴人あり禽獸同視亦毫も權利を與ずハ生殺の權全く其主人ハ在りて毫釐も權利を有ずハ禽獸草木ハ唯主人所持の一物なり是大ハ天理人道ハ背く殺世之教大蘭人と皆平行の權を有して差等なし故ハ奴人遠く其痕跡を絶つ但黒奴も天の罪人なりて尋常の人類ハ非ずと云る彼國古來の陋見と慣て近來まで存ーしなり英吉利人ハ魁として之を廢ー晩近米利堅の奴亂平定ーて黒奴蘇生て人間ハ無禮を稱ーて人を殺す權なり

第七節

至強の權なる非理の理なる怖

嗚呼可畏

法論の本意ハ人を其自立自主を保つハ在り愛を以て昔時彼國ハ自立自主の權を奪ひモールシヒール（佛ビュルゲルレイキドード蘭）云ひて生るゝ人ハ同一なる刑なりまるゝ今ハ廢ーしなり

第八節

法学人道（ヒラール）と異なり人道ハ專仁義禮教を說き法学ハ唯事の曲直理の當否を論ず

第九節

法学の由來三あり天創草昧の時ハ唯慣（先例）の習法と為す者なり自ドロワクーチュミエー ゲヲール ゲラリンテルレット イツルグト百の事此慣習法を以て裁斷を次ハ聖賢法を制て明ハ天下ハ公布ず權義名ず論皆法ハ照ーて之を判ず第三ハ學者法の善惡を論ずる法学の理論を定む之を学者の法論ドロワヒロソヒク レクツヒロソヒー ユリステンレグト

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十節

又國家他日是ニ由テ其法ヲ改革スル

慣習法ハ未タ書ヲ成サス制法ニ至テ始テ之ヲ書ニ載ス故ニ不文律法成文律

法の別あり

第十一節

法学別テ教科ト成ル之ヲ分別スル方二アリ其一之ヲ體用ノ

二種ニ別ツ

體 萬國公法

用 通信使禮式 ゲプロマシー

國法

有司法論 アドミニスタラチーレゲトゥ国 トロワアドミニスタシーフ仏

刑律 ローデペナル スタラフホルデリシク

興刑法 ローデデインストルクシウンキリミナル スタラフホルデリシク

私法

興訟法

第十一節

私法ノ種類三部目ニ別ツ

一 庶民私法

二 商法

三 萬國庶民私法

其二 之ヲ大別シテ三トス

一 萬國公法 通信使禮式ヲ

二 國法

三 民法

右の内

萬國公法又別テ三トスベシ

一 萬國公法理論

二 實用萬國公法

国立国会図書館

三

通信禮式

國法又五種ニ別ツ

一 國法理論　二 國法實論　三 刑律　四 興刑

五 有司法論

私法又五種ニ別ツ

一 性法　二 民法　三 商法　四 萬國廣民私法

五 興訟法

右ニテ泰西法學の要領を得ル足ル　目ニ至テハ

命を奉シテ起稿セ一 西周助ガ萬國公法余ガ泰西國法論の譯成ル

待テ平睫の間ニ三大別の其二の概略を見ル民法

附典ニ屬ス餘力を以テ之ニ繼ントスト云フ

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

泰西國法論

拉丁名 コスピュブリキュム　佛蘭西名 ドロワピュブリキ　英吉利名 ピュブリキラウ　獨逸名 和蘭名 スタートスレグト

開成所教授職　津田真一郎　譯

此書ハ和蘭國游学中西周助と共ニ嘗テ大學校の大学士シモン・ヒッセリング氏の口授を其侭蘭語ニて筆記ス五書中の第三書なり

序文

國法論ハ四段ニ別て之を説く

第一　國法論の總旨

第二　國家住民　雙方の諸權諸義

第三　數種立國の體裁

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第四　見今定律の諸國國法の大旨

第一章　第二章　第三章

第一卷　國法論の總旨

第一篇　國法論の釋義并ふ其領分

國法論は國家國民雙方の權と義とを彙集して論辨を盡國家を幹り國民を支り幹支相維持して國を成す互ふ權あり義あり辨ぜざんむ有らざるべし

茲ふ許多數萬の人あり一區境域の土地ふ住同し其公益を長利を增す為ふ相共ふ一首領を戴き其威權ふ從服す斯る人の全体を總稱して國と云ふ此首領を定立る條例ふ從ひ國人民の全力を使用する權柄を有つ

此故ふ國は亦會社なり但其尤大ふして體裁備れる耳

第四章

國の他の會社と異なる所は左の六箇條に在り蓋此六箇條無ければ國其國に非ざるなり。

第一 民種　此は許多の人其先祖言語風俗議論并に所用心需の同一なるに因て合して一民と成るなり

第二 土地　此は即所謂國なり但其境界は天造と人作の別あり（萬國公法口文第二卷七章を比較すべし）

第三 立國の主意　此は闔國全体の利益を本として他項細目に涉る節目の義なり

第四 永續無窮　此は年代の議定なるなり

第五 自立自治の權全一　此は少も鄰邦より抑制せらるゝ忠なるを勿論他凡百の會社を駕御ひ

第六 君權（主權即一切國人此權に服從して臣民と稱す）

第五章

立國の主意は散亂せる民力を統合し其條理を正し弼を設し今を出し國益民福を增加するに在り若夫人民唯天然同居の國其國を成さゞる地に於ては民力支離分裂して統一なく且屢相鬪殺傷し難し。

第六章

此主意を達する為に國家の用心すべき箇條左の如し

第一 自其保存を虞るべし

第二 外寇内變を防ぎ人民の權利平安を保護すべし

第三 國民同居の際礼義作法を平ぐべし

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第四　兆民同居其力を用ふる同しくして雖も相濟け相養ひ闔国の福履を増長し國家其君師となり須之を誘導すれば

第七章　國の國を成せ―本原を立國の主意中に明白なり故に國其國を成ざれば人類相濟ひ相養の道絶め其國の其國たる所以なり故に國

第八章　の緣由に人間必要ふして須臾も欠くべからざるに在り

第九章　故に成國の淵源を直に上世天神の神勅に託―或は昔國人集議―一種の約定を結び國を立―等の說あり共皆妄論なり

然るに古今各国の史傳を歷覽すれば成国の緣由各國同じくして大略を撮むに左の如し―

第一　茲に一家族より世を追て蓄衍―て一民種となり宗氏世々大權を握り遂に國を成す或は人より外國より家族を携へ來りて居を其地に移し後其族漸々繁盛―其首長世々國權を執り遂に國を成す

第二　人より天資英雄智勇千萬人に勝れ兆民を壓して其恩德に感服せしめ或は之を屈服せしめて國を成す是成國の本一人の心に在り

第三　聖人法を制―或は皇天上帝の命に託―或は

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十章

天神の定むる所なりと稱し民の信を取る是成国の本聖人の制法に存り

第四許多の豪族會議して約束を定め或て国人明示之を許し或て默して之を許し國を成す是成国の本約束に存り

第十一章

國法萬国公法と別し混ずべからず萬国公法は自立の諸國外交際の道を定む國外の事なり國法は国内法律の可否政令の善惡等を論じ国内の事なり

國法亦民法と異なり民法又私法と稱す民人日用往來の私權私義を論ず民人の私事なり國法は国家国民雙方の公權公義を論ず國家の公事なり故に国法論一名を国内公法と云ふ

國法の關渉する所左の如し

第一 制法

第二 治道 政

第三 政令

第四 理財 政 國家本一箇自立の大公會にして其立國の主意を達せる為に許多の費用必需なり此國用を治る政即財政なり

第十三章

制法とは立國の體裁國家の經綸併に修理の大典國家國民雙方の

藏書印

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第十五章

諸權諸義及ハ諸人日用往來一切の諸權諸義の條規を定めて律法とすることを云ふ

仁政とハ國中諸人權利平安を保ち國内禮儀作法正しく總國民の福利増長せしむる為ハ国家の心を用ふることを云ふ。但此人民各箇の利益ハ國家の関渉せざるべからざる分限あり此分限を越ゆべからざる

第十六章

政令ハ當制法の條例を實事に施すべきなり政府萬機の出入内外國事の執行をいふ

財政とハ即国家の用の経理にて国家私有の土地諸物歳入歳費國債等の管轄を云ふ

第十七章

方今文明の國々ハ旅て刑律論を國法論内の一部とせり

蓬書調所

国立国会図書館

第一章 第二篇 国の主權 石權ニテハ

本国の臣民に對し又他邦微國に對し本國に代り本國の名を稱して事を行ふ權位あるべし此行事の權位無れば其國を成し難し此權位第一に國の保存を虞り國家國民の權利平安を保護し禮儀作法を正し兆民の力を紀合して之を輔翼す

第二章 此權位を統稱して政府首領或は首長と云ふ

第三章 此統稱は大小廣狹總て兼用せり即闔國の大權位并に州郡都邑の權位をも併稱せり

第四章 闔國の大權位も他一切權位の淵源出自あるを以て一箇の特稱を設て他の小權位に別つ之を主權と云ふ偖此主權を握る人を君主 ソーベレイン と云ふ

第五章 此主權の由來に就て先哲の議論岐分錯析せり

第六章 或説に之を天法 拉ヒスゲヒエム 佛ドロワ ナチュレル と稱し天神所定の法 ロッテ ナチュレル とす故に國に君あり臣あるも即天意なりと謂へり

第七章 又或説に主權の根源を尋常の人法を以て之を解す其説に曰く人一度湿々主權を其人并に其相續子孫の手に止りて世々移々び謂へり バトリモニアル レグト 父祖相傳の業

第八章 又一説に主權の根本を家々天然の法則に同しと云其説に曰く一家の父を其家の司敬君にして一切家族須く服

正統の業

第九章

従ふべし（パトリアルカールレヂト敬君の説）

又一説に主権の本原を誓約に出づるとなす其説に曰く昔國人會議して國を立萬民一人を奉して君主と為す（百事）其主權の意に従ふべし（誓約）と明に誓約を以て立つ或は之を默許し合同約定の説（誓約）又臣服

第十章

更に他の説に曰く本來主權は民に在り永遠他人に譲らざるべし然れども其便宜に因り國民暫く主權を民中の一人或は数人に假して之を行はしむ（デレゲーション）是主權を國の公益に供せんが為なり（リベルコンタラソシアールの説なり）即民主の説なり

第十一章

右の如く主權由來の説一致せざるに同じく主權本來何人か屬すべしや其論亦一定せざるなり

第十二章

或説に曰く主權本來國民の手に出でて他人に譲るべからざる國民亦之を他人に譲るべからざる（獨國人）一人或は数人を其國人中より選挙し其主權を託して之を行はしむ然れども此主權を執る人は民命を奉ずる者にして君命を奉じて四方に使する者と其義一なり

第十三章

又一説に曰く主權本來國民に屬すと雖一旦國民國の為に有德の君子に譲り此時國民一同誓約を立て其人を戴奉して君主（スウヒイムペランス）とし萬民其臣僕と成るとなり

第十四章

天法父祖相傳正統の業并に敬君の説互に同じからざると雖

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十五章

第十六章

主權本來其人ニ屬シテ平民ハ毫釐モ關渉セズ又之ヲ行フ權無シトスルモ同義ナリ

簡ニシテ尽シ難キ道理ニ叶フ說ハ國の主權即君權ハ國の道理と同一般ニシテ分說スベキモノと云フ是第一篇第七章を比較セヨ

故ニ其出自唯必要ニシテ須臾モ缺ベカラザルニ在ル耳

然モ此必要ニシテ欠クベカラザル主權如何なる人如何なる約束ニ從ヒ如何ニシテ之を取リ如何ニシテ之を行フやと問ハ是ニ答フル語ハ其國人文闇の度民智開弘の階級ニ從ヒ風俗議論の同異ニ因テ一樣ならず知ル

第十七章

見ル主權を領シ之を行フ狀ハ各國政體の同異ニ從テ異同あり政體モ國初の舊慣ニ仍リ或ハ中世ニ之ヲ變革スベシ

第十八章

閣國總民皆其國主權即君權の臣僕なれバ其命令を奉

第十九章

永ク順從スベキ義務ハ閣國の為なり

主權の作用三方ニ別ル

第一　政府の律法ニ國中一切の律法を制ス（制法）

第二　此律法を布行ひ總テ内外の國事を滞ル執行フ（政令）財政

第三　国内秩然トシテ礼義作法正シキを致シ人々

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

の權利平安を保護する（司法仁政）

第二十章 右主權作用の方向に從て國權を分て三種と為す（ポロワヴーホワール ポリチク）

之を制法行法司法の三權と云ふ人世權作用の分界を畫し

毎權特別の條規あり（モンテスキウ 孟得斯鳩 律例精義 十一巻六篇）

第二十一章 此區別に從ひ

第二十二章 第一制法の權は律法を制定し

第二行法の權は制定し給ふ律法を施行し

第三司法の權は律法を守り權利を保護す

一説に 右三種の權各其本を別にし一特立相關ふと云へり此説穏當なるべし

第二十三章 本來三權唯一君主より出づ但其方向の同じからざるに因り其作用異なる耳

第二十四章 一君主當務の職掌浩繁に過るが故に業を分て之を當ざるを得ず蓋業を分て事を行ふは天下一般の通法なり

第二十五章 國體政事條理正しきを得る為に制法政令司法の三體屹然として相別を互に其領分を侵蝕せざるべし

第二十六章 右主權の三作用互に均勢の狀を為し彼此相控制して偏重を防ぐべし此は是至良法にして由て以て國の平安を護り且豫暴君の虐政を防ぐに足る

第二十七章 三種乃至數種（理財の權等の如し）の權自立分裂（はなれる）説は勿論唯一主權

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第七章

の論に悖る若夫此数權分立の論に從ハ國終に崩離析するに至る
べし

左の三則以て法とすべし

第一國内唯一權あり作用三段に別る制法政令司法
是なり

第二 制法政令の二體互に和熟して其力を合すべし

第三 司法ハ右の二體と相別て獨立して他顧なく只管
法例に準據して裁斷すべし

第一章

第三編 制法（仏名レギスラーシヨン 英名レヂスレーシヨン 獨名ゲセットゲーブング 蘭名ウエトゲーヒング）

法を制する莫ハ大首權作用の其一にして其本至尊より
出づ

第二章

法の制一方ハ國の立方に因て開るべし蓋大主權の所在國
に因て同一ならず或縱令大主權を握る人同一と雖行法の為
東國に因て異なるべしかるべ

第三章

民主の說行る國に於てハ必民會議して法を制し或ハ衆中
より選挙して派遣する人民に代て之を制す

第四章

一人天下の大權を執る執行する國に於てハ一人獨法を制す然も共朝
令暮廢其言の常なるを法と為すべし一人所定の條規獨其臣民

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

を駕馭するのみなるべし又其身所に其權を嗣君を束縛して世を衰ふ

但明に天下に號令して之を廢し或は別に新に他條規を制して之に代る

も別論あり

第五章

愛に一旦所定の法をして淺智の輩民一時諠囂の一人愛憎の

私を免を確乎として不動不易なるべ

永久に之を求て止まざるべ

第六章

遂に之を永て之を得る一良方あり其人有智有力の數君子をして制法の目けー

むる者存り蓋君主此數君子の議を採り可否を聽き或は具詳諸を要す

るあり

第七章

國内に郡邑あり自一小國の如き首長其相當の威權に從て定る故に唯

其區域中に於て法として行るべし

第八章

制法の體裁二あり

其一　凡て人間百事の規矩準繩を掲示す

其二　教令禁條を天下に明示す

第九章

法の唯規矩準繩を掲示する者は人をして强て之を遵奉行せしむる能

ざる

第十章

此法唯庶民日用往來凡百事件の規則と為ざる

耳　是故に二人相談納得の上此法に背く事勝手次第なり但若夫

如此他人の害を起す類之を禁條に掲けて背くべからざる

耳

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十一章 教令禁條も亦一切國人皆之を遵行すべし若夫之を犯す者は刑罰是に加する

第十二章 法の關渉する所同じからざるに因て亦之を別て二とす

一に曰く國法

二に曰く民法

第十三章 三國の體裁通國の經理財政并國家國民彼此の權諸義等一切の諸條規を指して國法と云ふ

第十四章 其目左の如し

第一 根本國法 蘭ゴロンドウエト 佛ロンスチチユシヨン 獨グルンドゲセト 英コンスチチユシヨン 此は立國の體裁等總て通国經理の基礎なり

國家制度の大本を指示す

第二 枝葉國法 オルガニーケウエツヒン 此は國家特に思慮を加ふべき事件の條規を總括して之を言ふ（學校の條規濟貧の條規等の如し）

第三 刑律并に興刑條規

第四 稅法

第五 指時勢景況に因りて國家特に心を用ふべき事件あり

第十五章 此事件の條例を定むるを云ふ

第十六章 民法は國人往來交會の際に生ずる所日用百般の關渉諸權諸義を脩理する

民法の關渉する所大略左の如し

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第一 身權 人各身體あり其身を以て人間に立つ須臾其身の權あるべし之を身權と云ふ（ドロワ デ ペルソン 佛 ペルソーンレイキ 蘭）

第二 物權（ドロワ デ ビエン 佛 レグテンオプザーケン 蘭）人各物あり須臾其物の權を有つべし之を物權と云ふ

第三 約定（コンタラ 佛 ルビンドテニス 蘭）此と相談納得の上議定したる事と或とまたまたぬく其行事と景況とに因て人々違背をざるべからざる事件を云ふ但此等の事件を律法中に掲記して詳なり即律法の約束と稱す

第四 各人其身權物權を防護し又約定の遵行を責むる方法

興訟法（プロセリゲエール 佛 レグツホルデリング 蘭）

方今文明の諸國に於て大抵右に挙げたる民法四綱の細條目を

第十七章

悉く網羅して一大全備の律法書（コード 佛 ボエク 蘭）に明記す（ロゲヒカケ）

第十八章 律法を設て國人に遵行せしむる為に其權定式に從ひ之を

第十九章 布告し國人をして周く知しむべし

第二十章 此布告の後は國人皆此法を熟知すべし若然らざる定て之を熟知せしむべし故を以て人能律法を解さず律法に通ぜざるを以て辞を作り法を把て法に違ふ事能はざるなり

第二十一章 律法も布告の後將來の時に向ひて行る耳 絶て既往を追ひて知るべからず（但一變例あり近世刑律漸々變して寛に赴く然るに變革前の犯者に此新寛律を以て之を處置を是なり）

法の施行する時を限るべし時を限るべし其時を限るべき者と際限なく行るべきと知るべし但制法の位權無備せる人明に之を廢し或を更に

蓬書館所

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第二十三章

新法を制し其古法と相悖る点あり此時古法の期限尽ぬと知らず
或る國あり民法論の内半を制定布告の明法（成文律法）にして半も慣習（先例）
を以て法とす（不文法律）

第二十三章

此先例慣習の法は其本國民の議論暗に一致し多年異論なし
或る事あり多年同例を以て行ひ來り遂に慣習
の先例と成る（生ず）但此慣習の先例（執行）大司法院裁断（語）其關防を
確として動もすれば至る

第二十四章

民法論を纂集して一部律法書を作りて諸國に於ては此慣習の先
例既に法の威德を失ひて法士の取ざる所と（但律法書中
明指して之を採用もする論あり（仮論）

第二十五章

州郡邑等（國内）一區域中の律法は總國法を根本（基）として
之を制し毫も（聚）相悖（相）稍もする事無らず

蕃書調所

国立国会図書館

第二十三章

新法を制し其旨古法と相悖る点あり此時古法の期限尽ぬと知るべし

或る國あり民法論の内半を制定布告の明法（成文律法）にして半も（先例）慣習

を以て法とす（不文法律）

第二十四章

此先例慣習の法は其本國民の議論暗に一致し多年異論なきに

生ず

或る事あり多年同例を以て行ひ來り遂に慣習

の先例と成る（例）此慣習の先例（就て）大司法院（裁断）（語）其禁防を

と成り確として動もすべからざるに至る

民法論を纂集して一部律法書を作りて諸國に於て此慣習の先

例既に法の威徳を失ひて法士の取ざる所と（但）但律法書中

明指して之を採用（論）（箇條）論あり

第二十五章

凡君臣等（國内）一區域中の律法は總國法を根本（基）として

之を制定（憲）し（相）梓（刊）する事無るべし

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第四編 政事

佛 ゲーフルヲルツング 英 ゲーフルンメント 蘭 ベスチール

第一章 政事財政の物たるや弼令四達萬機一途に歸するを以て尤も緊要

第二章 なりとす是故に終始唯一人或は僅々數人にして之を總攝

第三章 するを以て民主の說盛に行はるゝ國に於ても政事と財政とは其首領

第四章 一人或は一議政府の管する所なり

一君主の國に於ては言ふ迄も無く此一君主總國の大首領にして

此二大權を掌握する迄無論耳

國の首領たる獨一人にして此政事と財政との大本を統轄

但政事に練達して其任に叶つる數君子の謀議輔弼を要す

藩書調所

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第五章

る耳其號令議定の制作と奉行とに至てハ貴賤諸等各種の官吏固要用あり

第六章

國の首領此諸官吏の職掌を定め其人を任ー官を進め之を免ー又其俸祿を定む

第七章

上章の箇條ハ皆國の大事あれバ法ーを定めるる恒例又首領の政令を以て定めるる條規に從て之を行ひ人主一己愛憎の私をして用ゐる所無ーむべー是總て天下國家の為ニして兼て官吏と成る人の利ある変国論なり

此恒例條規に依據ー國の首領の命を奉ー旦其名を用て諸官吏事を執る其職務を塡る宜ー忠實なるべー若夫事を誤る時ハ自其罪に服ものし

幕書調所

第八章

政令ハ獨律法を行ふ耳なるべし所謂時勢ハを要する時ハ天下國家の為に獨行獨斷律法に拘らざる國内諸人政令の議定號令に服從する事律法に服事する如くなるべし政府之を要する權あり

第九章

然ども其政事の行ひ律法の本旨條例に合ー絶て律法と相拘ゐる所無

第十章

財政即國家財用の政其體裁二あり甲ハ公法の體に屬ー乙ハ私法の体に屬ス

第十一章

國家其立國の本意を達する為に設ける所の物用ゐる所の事に供する費用の管轄ハ皆公法の體に屬ス

第十二章

其目三あり

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十三章

第十四章

第十五章

第一　國民を役使し貢物稅銀を納めしむる國家其立國の本意を達するに必要の資用を充つ

第二　此資用（諸色の給料等）を國家の公事に供す

第三　國家公物の管轄（公物と共用國公共の物にて一人の私有に非ざる物を云ふ）を政府衙門等總て國人公有の設施（馬頭、道橋、運河、渡船場、堤（海岸）陸戰備、砲臺、軍艦戰器等）

右公法の體に屬する財政を政事（今）の一端に屬す

國家（唯）平民私會と同樣の所業を為す時は其費用の經理私法の体に屬す

其目三あり

第一　身權物權を行ふ物を得て其所有（又私有と訳ずべし）を為す類あり

約定を結ぶ（賣買）物を借り人を雇ひ請負（仕事）を為し又金銀を借る類あり

第二　國家其資用を出して産業を興作し或は唯其私利を收め或は天下の公益に供する鐵路（ジヨウキヤクミチ）を創め製造所（製鐵所の類）を作る類

是なり

第三　國家所持の植物（田野山沢建築等植して動かざる物品を云ふ）動物（畜類家什等總て運輸動かざる物品を云ふ）若夫天下（此物）の公益に供ひ國家の私有なる時は常轄（譬）

國家の私地（ドイツ）金銀貸附會社の仲間入鐵路を創む（時）鐵木料の出銀等の管轄

蕃書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十六章 此私法の體屬する費用の管轄に當てハ國家尋常平民に同しく民法の條例に違ふ能ハス

第十七章 右の諸條目獨國家のみならス郡邑に於ても同例なる事と知るし

第十八章 郡邑に於ても制法の官に立て政事財政の官ならし又政事令も一人或ハ一議政府の管轄に屬し財政ハ公法私法の両體を存す

第十九章 然ハ共郡邑の政事財政國家の考の總國法を推尊し總國政令管轄の下に立つ

第五篇 司法 ジュースティス 英ジャスティス 獨ルタイル 蘭レクツスプラーク

第一章 司法ハ國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ諸民の權利を保護し以て國の共福利を長する方術の尤とする者にして國家仁政の一端に屬す

第二章 司法を常と非常の二種に別つ

第三章 常の司法又之を二種に別つ

第四章 其一 聽訟 此ハ諸民日用往來中其諸權と諸義とに關涉して生する所の爭論公事訴訟を聽き裁決

其二 斷獄 此ハ刑律を犯す罪人の當罪科斷決す

常の司法ハ至尊の名に據り至尊の定むる所官人に委任し法ハ至尊の任する所なり

泰西国法論 巻之一

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第五章 能く法を司るに尤緊要とする所は中正不偏にして法に照らし各人の權利を保護し不正不義の横暴を禁止するに在り

第六章 是故に法士宜しく法に通し能く其人を得べし且法院自立し制肘の患なく審に法を守る可し不易の律法其制を定め不可變の律法之を保護する

第七章 七至當の良方左の如し

第一 法士を任じて終身官に居らしむ

第二 俸祿の制を掲げて律法とす

第三 國會の其一より其呈する所の名簿中より撰擇して法士を選任ず

第四 法士の職掌權義を詳に條例に掲記す

第八章 事相當の法士より律法上に明白に之を指示す人あり律法の指許する所の法士に赴き訟する時は他人其意に違ひ之を沮むを得ず能ず

第九章 律法定むる所正負法士の外に臨時法士を任じ臨時法院を設けて非常の訟獄を聽斷する を絶て是有るべ

第十章 司法院は全く制法院政府と相別て自立す制法の官は能く一切の法例を定むると共兼て此法例に準據し事を裁斷する官士法と成る を能ず又政府の諸官亦兼て出正自立の法士たる を能ず

第十一章 法士は唯法に是據りて訟獄を聽斷し毫も律法の理に違ふと雖も論ずべ又人法士の裁決を要する時は其法例に詳に其事を掲げるを以て辞を作り之を辞する を能ず

蕃書調所

国立国会図書館

第十二章

申渡の文中法士宜しく其裁決の所據を明白に記し人をして一見左の二條を解せしむべし

其一　法士能く吟味して巨細明白に其事の始末を知れる事

其二　裁決の準據として律法中何の章何の條を採用せしと

第十三章

裁決

吟味の種々確乎たる証據を拾ひ集むべし

第十四章

証據を得る本左の四條に在り

第一　當人法士に對して白狀せる口書

第二　證人の口書又其筋に因りて巧者なる人の申分

第三　證據として差出したる書物

第十五章

第四　彼此相渉れる事件の連結　蓋此を參會と較

吟味裁決共に公然として秘すべき事實自然に明白なるべし

民の聽聞を縱して司法の私なる事を示すべし　但別の故ありて閉門し難き時は之を閉づべし然れども裁決の申渡は恒に詳なる緣由所據を記して明白に北民に布告すべし

第十六章

小事の吟味裁斷は一人の法士之を司て可なり若夫大事の吟味裁決は教法士列座の上不殘評議を盡し論多き方に從て裁決すべし（法臺中院に三法士法府大院の五法士議法院大院に七法士乃至十二法士列座す）

藩書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十七章

罪状既に極り一度法士裁決の申渡を蒙りて更に高等の法士に訴へる事を得べし蓋し法士法を守る事慎重正直綿密なりと雖時として誤解を免れざる事あり故に此時に当て免れ難き罪を解く為に此法を設置す事と知るべし佛英ピール獨ベラシヨン蘭はゲルベループ

第十八章

非常の司法又二種に別つ

其一　軍法　此は海陸兵卒の罪科を糾す

其二　有司の裁判　此は有司中彼此の争論を裁断す

第十九章

此非常の司法に於ても裁決公平中正なる事常司法に就て故に準

第二十章

上章に記載する條例を準用すべし

然と共に事体異なるを以て自此條例に膠柱する能ざる事あり

幕書調所

第二十一章

軍法は殊更に戦時争の大なるに於て速且厳なるべし是軍中紀律軍

厳重に立ざる時は士卒怠て将命を奉ずる事を要するを以て吟味

裁決の仕方尤簡便なるべし

第二十二章

軍法に於て其将帥兼て其部下の法士たる事是一種軍法の特例

あり然れども時勢必要なる時は将軍令を下して平常律法

を暫時廃して行なはしめざる事あり是将軍の特權なり（譬

ば都邑中の国を受る時は軍法を布告す）

第二十三章

有司の公事は其職掌の争論に即国政中の争論なり故に尋常

法士の裁判に託し難く政府自之を裁許すべし是政令と

一体にして離るべからざる故なり

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第二十五章

然る時は政府の依怙贔屓を防ぐ方略の種々是あるべし譬ば裁決の前に當て中正公平なる國會大臣の議を聞く類是なり和蘭にて議政大臣是を議す

第二十六章

純粋なる民事の爭論は論者雙方互に納得の上法院に往き平人の有徳なる君子に請て裁決を請ふ是を判者佛アルビトル英同獨シードマン蘭シケーズマンと稱す此判者或は律法の條例を照し或は唯仁義直道直に律義を主本として之を斷じ是法律の許す所なり

第二十七章

判者の裁決法士の裁決と特に同樣の權を有す雙方共に之を奉守すべし

第六篇刑法論

第一章

獨キリミナールプロセス蘭ストラフレグツホルデリング佛ドロリベナル英ペナルラウ及び興刑法佛インストリュクシヨンキリミナル英キリミナルプロセデュール

文明なる刑法の國法論に從へば刑法は中正の法士君主に代り君主の名を稱し律法を謹安して之を行ふと云ふ

第二章

野蠻の俗に於ては刑即復讐にして所謂怨を以て怨に報ふ

第三章

讐あるが故に屈害を受けし人躬自其讐を刑し或は其子孫親屬之に代て刑を行ふ拉丁語に之を「ビンデクタ」と云ひ「ビンデクタ」と云ひ文教半明の國に於ては生殺與奪の權皆君主に在り若夫臣民君主の號令に違背し或は君主視て不善と為る所の事を行ふ時は刑罰を加ふ是文教半明なる國の議論是を善とする

第四章 文教昭明の國ニ於テハ平人ニ加ヘラル惡業ヲ以テ第一ニ國の治平を
妨ケル障害トシテ之を視る故ニ君主之を罰ス盗國の
治平を守ル君主の職なれバなり

第五章 文明の國ニ於テハ刑罰討ハ惡を以テ惡ニ報ふる其ミなれバ又君威
を違ヒ一臣民の順從を要する其ミなれバ惡を未然ニ防
ぐ一事トスる耳

第六章 刑の本意ハ惡懲ニ在リ又惡人を一ツて復天下の
患害ヲ除ク其本意なり

第七章 此本意を達する為ニ刑の設方肝要なり其ハ惡人を遠ケ
て人間ニ交ラシメ一度真ニ過を悔ひ善ニ立歸

第八章 る時ハ復人間ニ出ルヲ許ス在リ
必ず以て當罪ニ刑ニ處ス無益の酷を用ヒ避ケ

第九章 罪を當ル能ク犯罪の品類性情を察シ刑の能ク
本意を達する為ニ重ル非ス明察司法嚴正
ヲ以テ嚴明ニ罰ス典刑を絶て倖免ス
ル在リ

第十章 惡人ニ國家の民ニ非ス真權利を敬ハザル有ル此權利ハ是之を
律法の條例ニ據ル非ス人を罪ニ有ル極め刑罰を加
ふ可シ

第十一章 刑罰を加ふ可キ罪科の箇條を明白細詳ニ律法ニ掲ケて
之を指示ス律法明白ニ掲ケて四非科と一刑罰を以て之を

国立国会図書館
泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第十三章

懲らす罪非れば の外ハ何の所業ハても罪科とすべ〻

何の罪科ハ何の刑罰ハ當るとい〻ふ事を巨細明白ハ律法ハ掲記

すべ〻

此故ハ律法當る所の刑罰の外他の刑罰を以て其罪

科ハ加ふ〻

第十四章

惡業の有無を裁断する ハ律法ハ指示する所の法士なるべ〻

第十五章

法士ハ罪人の吟味裁決を請ふ法式あり興刑法律法の定むる所

なり此法式一ハ罪人の權利を保護一ハ國家の權利

を守保す

第十六章

此興刑を掌る職あり公政府の官人アムブラナーレン・シオーペドール ミニストリー

此人屈害を受けし人の訴訟を聽き届け且

第十七章

犯罪犯人を探索して法士ハ送る是即其職掌なり

右の官人法士ハ左の二件の証拠を呈す〻

其一 惡事の所業ある事

其二 罪人として法司ハ送る所の人見ハ其惡事を

為す事

第十八章

罪人と告げ〻る人法士の前ハ出て自理陳辯を得

せ〻む其罪科の證據十分明白なる〻際ハ告げ〻る

人を罪人の取扱ハ為す〻べ〻

第十九章

左の證據十分明白なる時ハ法士告げ〻る人を裁

断す其行ふべ〻

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第一章 吟味する所の事之を律法に照し罰科する

第二章 罪人の証據を得る方法四あり

第一 白狀

第二 真道に巧者なる人并に証人の申振

第三 書物

第四 事狀と書物の連結

當人の白狀は隨意の白狀にして且他の証據と相照し相契合して以て一箇の証言を為す始て証言據に供す

第二章 白狀せしめざる証據を用ひ拷問して虽て白狀せしめざる証據を用ひて白狀せしめざる

第三章 罪狀既に極まる罪人更に高等の法士に赴き再吟味を請ひ其時として免れ難き有る冤罪を解き得る事尋常の公事訴訟と同様なる

第四章 若夫罪狀の申渡濟み更に高等の法士に赴き訴へる事最早叶ざる節は興刑の官之を促し速に其刑に處して少しも遅延せざる

第五章 罪科の申渡しを君主の名を以て之を為すと雖君主既に申渡濟の刑罰罪を赦し或は其罰討を減ずる權を有つ（レホルヒヲケー 特赦の權）

国立国会図書館

泰西国法論 巻之一 津田真道関係文書5

第廿六章

此特赦の權世に要用ある由縁左の如し

第一　法士法を司る極て慎重なりと雖誤て無罪の人を有罪とする事無きを保ち難ゆきなむなり

第二　文教日新時論世務文教と與に前進す律法持重或は是に後る然るに法士法を司る惟律法に是據る故に其変罪時論世務に從ふ能はざる故なり（彼国に於ては時論最早死刑を以て刑理に悖ると言ひ世務に於ても亦之を要せずと云ふ故に）新律大抵死罪を廃して二十年乃至二十五年間の懲惡院に入置く其未廃せざる者は大抵特赦に從て死一等を減ずと云ふ

第廿七章

第三　茲に人あり其所行律法厳正なるの文に從ひ宜く厳罰を加ふ可し然ども其情意憐む可く恕す可き事あり（子父仇を復す等の類猶多し）

居士法士の吟味を半途にして停廃し或は罪人の追捕を一切停止する權柄を有する中を停問（アガリシ吟味停止の義）の權と稱す其中理特赦の權と同一なり（人罪の有亡を断ずる法士の所掌の外）

第廿八章

死刑若は身の大恥辱と成る刑を蒙る可き重罪なる時は先其人て民人の威徳望ある者数人商議して之を斷じ（斷決を手者英語ジュリー佛語ジュリー）或は誓者蘭ゲスワーレ子ン又は誓士（獨ゲスワーレ子ンゲリヒト此は誓て正を辨じ公を稱す）と稱し此風歐羅巴諸国（米利堅）に流行す（獨和蘭の此者）然る上は法士唯法律に照して其罪の當刑奈何

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

第九章

を設ける耳

罪人猶國家の刑罰を受る耳なるに又兼て害を加へられし人に其償を成

償金の数に害を蒙りしの人の訟を聞て法士之を定む此民事に屬す

第七章

文明なる諸國に於ては一種の官人あり罪惡を探索するを以て其職

巡邏（パリシー）と云ふ是なり又巡邏の紀察兼て惡行を防ぐ一良方なり

第八章

然れ共此巡邏を以て民當然の行事を妨ぐる器械とする支絶て有

るべからず

第一卷終

藩書調所

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5

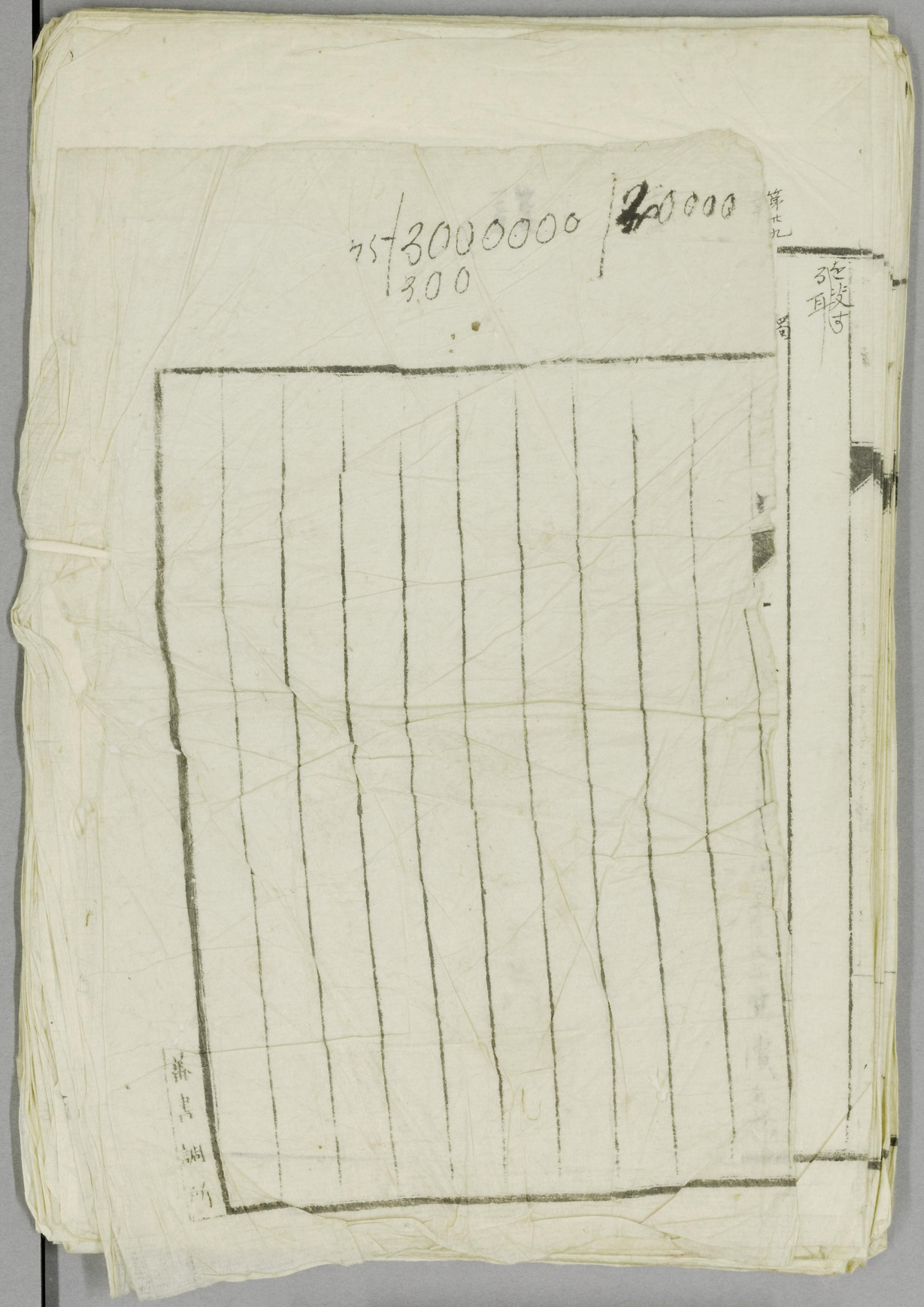

国立国会図書館

泰西国法論　巻之一　津田真道関係文書5